

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認関東地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	7 件
国民年金関係	2 件
厚生年金関係	5 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	4 件
国民年金関係	1 件
厚生年金関係	3 件

第1 委員会の結論

申立人の昭和 54 年 4 月から 55 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 24 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 54 年 4 月から 55 年 3 月まで

昭和 51 年 2 月末で A 事業所を退職し、翌月に B 事業所を立ち上げ自営業を始めた。その際に厚生年金保険から国民年金に切り替えることになったが、最初の 3 年くらいは収入が少なかったため、国民年金保険料の納付が滞ってしまった。その後、近所の長老の方から納付していない期間の保険料を納付してほしい旨の話があり、納付していなかった保険料については遅れながら納付し、B 事業所が軌道に乗ってからはきちんと納付期限までに保険料を納付した。平成 8 年 4 月に病気で倒れるまで保険料は全て納付していたはずであるにもかかわらず、申立期間が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の国民年金保険料について、遅れながら納付し、B 事業所が軌道に乗ってからはきちんと納付期限までに保険料を納付したとして、いるところ、申立人の国民年金手帳記号番号は昭和 51 年 4 月頃に払い出されたと推認され、申立人の国民年金被保険者台帳（特殊台帳）から、申立期間前の同年 3 月及び 52 年 4 月から同年 9 月までの期間の保険料は第 3 回特例納付（実施期間：53 年 7 月から 55 年 6 月まで）により納付され、52 年 10 月から 54 年 3 月までの保険料は同年 12 月から 55 年 3 月までの期間にかけて数度に分けて過年度納付されていることが確認できるなど、申立人が申立期間当時、保険料を遅れながら納付していたとする申述と一致する。

また、申立期間後の国民年金保険料については、上記特殊台帳から、現年度納付されていることが確認できるほか、申立人が国民年金の被保険者資格

を取得した昭和 51 年 3 月から平成 8 年 4 月までの期間は、申立期間を除き保険料は全て納付済みであるなど、申立人が 12 か月と短期間である申立期間の保険料を納付していたとみても不自然ではない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

関東（栃木）国民年金 事案 5537

第1 委員会の結論

申立人の昭和 54 年 4 月から 55 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 24 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 54 年 4 月から 55 年 3 月まで

私の夫が、昭和 51 年 2 月末で A 事業所を退職し、翌月に B 事業所を立ち上げ自営業を始めた。その際に国民年金に夫婦で加入することになったが、最初の 3 年くらいは収入が少なかったため、国民年金保険料の納付が滞ってしまった。その後、近所の長老の方から納付していない期間の保険料を納付してほしい旨の話があり、納付していなかった保険料については遅れながら納付し、B 事業所が軌道に乗ってからはきちんと納付期限までに保険料を納付した。平成 8 年 4 月に夫が病気で倒れるまで、保険料は全て納付していたはずであるにもかかわらず、申立期間が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の国民年金保険料について、遅れながら納付し、B 事業所が軌道に乗ってからはきちんと納付期限までに保険料を納付したとして、申立人の国民年金手帳記号番号は昭和 51 年 4 月頃に払い出されたと推認され、申立人の国民年金被保険者台帳（特殊台帳）から、申立期間前の同年 3 月及び 52 年 4 月から同年 9 月までの期間の保険料は第 3 回特例納付（実施期間：53 年 7 月から 55 年 6 月まで）により納付され、52 年 10 月から 54 年 3 月までの保険料は同年 12 月から 55 年 3 月までの期間にかけて数度に分けて過年度納付されていることが確認できるなど、申立人が申立期間当時、保険料を遅れながら納付していたとする申述と一致する。

また、申立期間後の国民年金保険料については、上記特殊台帳から、現年度納付されていることが確認できるほか、申立人は昭和 51 年 3 月から平成 8

年4月までの期間は、申立期間を除き保険料は全て納付済みであるなど、申立人が12か月と短期間である申立期間の保険料を納付していたとみても不自然ではない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

関東（山梨）厚生年金 事案 8803

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認められることから、申立人のA社（現在は、B社）における資格喪失日に係る記録を昭和49年9月5日に訂正し、当該期間の標準報酬月額を4万8,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでない認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和30年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和49年7月30日から同年9月5日まで
昭和49年3月16日にA社に入社し、C社のD職場でE職として51年12月15日に退職するまで継続勤務し、厚生年金保険料も控除されていたので、厚生年金保険の記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

C社に勤務していた複数の同僚の証言及び雇用保険記録から、申立人が申立期間にA社のグループ会社であるC社で継続して勤務していたことが認められる。

また、申立人と同時にA社に入社し、かつ、申立人と同日からC社に勤務していた同僚が提出した給与支給明細書から、申立期間に係る厚生年金保険料をA社の事業主により給与から控除されていたことが認められるところ、当該給与明細書に記載された事業所名は、「C社」の押印が確認できる一方、オンライン記録により、当該事業所が厚生年金保険の適用事業所となったのは、昭和49年9月5日であることが確認できる。

さらに、申立期間当時、F社G事業部に在籍し、申立人と同様にC社に勤務していたと供述する同僚二人から提出された給与支給明細書は、上記のA社に在籍していた同僚の給与支給明細書と同様「C社」の押印が確認できるところ、F社G事業部に在籍していた上記二人の同僚の申立期間における厚生年金保険被保険者記録は、在籍元であったF社G事業部において継続して

いる。

加えて、C社が厚生年金保険の適用事業所となった昭和49年9月5日に資格取得した者のうち、それまでF社G事業部に在籍していた者67人（上記の同僚二人を含む。）は、全員、F社G事業部で厚生年金保険被保険者記録が継続している。

以上のことを踏まえると、F社G事業部においては、同社に在職していた者について、C社が厚生年金保険の適用事業所となるまでの間、従前の事業所で引き続き厚生年金保険に加入させる取扱いをしていたものと考えられ、申立人が在籍していた同社のグループ会社であるA社については誤って同様の処理が行われなかったものと考えられる。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料及び周辺事情を総合的に判断すると、申立人は、申立期間の厚生年金保険料をA社の事業主により給与から控除されていたものと認められる。

また、当該期間の標準報酬月額については、申立人のA社における昭和49年6月の健康保険厚生年金保険被保険者原票から、4万8,000円とすることが妥当である。

なお、B社の事業主が申立人に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の喪失日に係る届出を社会保険事務所（当時）に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

関東（長野）厚生年金 事案 8805

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたと認められることから、申立期間の標準賞与額の記録を17万6,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和43年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成19年12月19日

A社に勤務していた当時に支給された申立期間の賞与が厚生年金保険の記録に反映されていない。賞与明細書を提出するので、厚生年金保険の記録として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人から提出された申立期間に係る賞与支給明細書により、申立人は申立期間にA社から賞与の支払を受け、当該賞与に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

一方、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき標準賞与額を決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の賞与額のそれぞれに基づく標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立人の申立期間に係る標準賞与額については、賞与支給明細書における当該賞与額に係る厚生年金保険料控除額から、17万6,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主に照会したものの回答が得られず、これを確認できる関連資料及び周辺事情も見当たらないことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業

主が申立てどおりの賞与額に係る届出を社会保険事務所（当時）に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、平成12年7月21日から同年8月1日までの期間について厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認められることから、申立人のA社における資格喪失日に係る記録を同年8月1日に訂正し、当該期間の標準報酬月額を24万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和46年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成12年7月21日から13年1月1日まで

A社に平成12年12月31日まで勤務したが、厚生年金保険の資格喪失日は同年7月21日になっている。健康保険証も使っていたし、社会保険料も控除されていたと思うので、申立期間について厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間のうち、平成12年7月21日から同年8月1日までの期間について、雇用保険の記録により、申立人は、当該期間において、A社に継続して勤務していたことが確認できる。

また、申立人が提出した平成12年分の所得税の確定申告書の社会保険料控除の金額は、オンライン記録で確認できる各月の標準報酬月額を基に算出した同年1月から同年6月までの社会保険料額と、同年7月21日から13年1月1日までの健康保険任意継続被保険者としての健康保険料を合算した金額よりも上回っていることが確認でき、当該上回った金額は、申立期間前の標準報酬月額24万円に相当する厚生年金保険料及び健康保険料の1か月分とほぼ一致することが確認できる。

これらを総合的に判断すると、申立人は、平成12年7月21日から同年8月1日までの期間において、厚生年金保険料を事業主により給与から控除さ

れていたと認められる。

また、当該期間の標準報酬月額については、オンライン記録により確認できる平成12年6月の標準報酬月額及び確定申告書により推認できる厚生年金保険料控除額から、24万円とすることが妥当である。

一方、オンライン記録によれば、A社は、平成12年7月21日に厚生年金保険の適用事業所でなくなっているが、商業登記簿謄本においてその後も法人であったことが確認できる上、複数の同僚の供述及び雇用保険の記録により複数の従業員が引き続き勤務していたことが認められることから、同社は、当該期間も厚生年金保険法に定める適用事業所の要件を満たしていたものと認められる。

なお、申立人に係る当該期間の厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、元事業主は不明としているが、当該期間において適用事業所の要件を満たしていながら、社会保険事務所（当時）に適用の届出を行っていないと認められることから、当該期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

申立期間のうち、平成12年8月1日から13年1月1日までの期間については、雇用保険の記録により、申立人は、当該期間において、A社に継続して勤務していたことが確認できる。

しかしながら、A社の元事業主は、保険料を控除したかどうか不明と回答している。

また、同僚が所持している平成12年8月分の給料明細書によると厚生年金保険料の控除は確認できない。

このほか、当該期間に係る厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間②について、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認められることから、申立人のA社における資格取得日に係る記録を昭和43年3月21日に訂正し、当該期間の標準報酬月額を2万4,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間②の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和22年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和42年6月21日から同年9月1日まで
② 昭和43年3月21日から同年4月1日まで

私は、A社及びB社に継続して勤務したが、厚生年金保険の加入記録に申立期間の空白がある。申立期間について厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間②について、同僚の証言から、申立人は、当該期間において、A社に勤務していたことが認められる。

また、B社の健康保険厚生年金保険被保険者名簿により、申立人を含む8人が昭和42年9月1日に資格取得していることが確認できるが、そのうちの一人は、同年10月21日に同社を資格喪失し、A社の健康保険厚生年金保険被保険者名簿により、同日に同社で資格取得していることが確認できる。

さらに、申立人は、仕事内容や勤務時間は変わらず、申立期間②においてもA社で働いていたと申述しているところ、上記同僚も当該期間において、A社に在籍していたと供述している。

加えて、複数の同僚が、A社及びB社の給与計算及び社会保険事務を担当していたのは、A社の担当者だったと供述している。

これらを総合的に判断すると、申立人は、申立期間②において、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認められる。

また、申立期間②の標準報酬月額については、申立人のA社における昭和43年4月の健康保険厚生年金保険被保険者名簿の記録から、2万4,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間②の保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は不明としているが、社会保険事務所（当時）の記録におけるA社の資格取得日が雇用保険の記録における資格取得日と同日となっており、公共職業安定所及び社会保険事務所の双方が誤って同じ資格取得日と記録したとは考え難いことから、事業主が昭和43年4月1日を資格取得日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年3月の厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立期間②に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

申立期間①について、A社及びB社に勤務していた同僚が、「申立人は、A社及びB社に継続して勤務していた。」と証言しているが、適用事業所名簿により、B社が厚生年金保険の適用事業所となったのは、昭和42年9月21日であり、当該期間は適用事業所ではなかったことが確認できる。

また、A社及びB社に勤務していた同僚から、B社が適用事業所ではなかった期間において、A社及びB社の事業主から厚生年金保険料を控除されていたことをうかがえる証言を得ることができない。

さらに、A社は、申立期間①における保険料控除が確認できる資料等はないとしており、B社の元事業主も当時のことは記憶していないと回答していることから、当該期間における厚生年金保険料の控除を確認することができない。

このほか、申立人の申立期間①における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間①に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人のA社に係る被保険者記録は、資格取得年月日が平成22年7月1日、資格喪失年月日が25年9月1日とされ、申立期間は厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる被保険者期間とならない期間として記録されているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の同社における23年11月29日の資格喪失日及び24年1月1日の資格取得日を取り消し、申立期間の標準報酬月額を24万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和50年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成23年11月29日から24年1月1日まで

平成22年7月1日から25年9月1日までの期間、A社に継続して勤務し、厚生年金保険料も控除されていたにもかかわらず、23年11月29日で資格喪失した記録となっていた。同社は、厚生年金保険被保険者資格喪失日の届出に誤りがあったとして、既に年金事務所に資格喪失日を同年11月29日から25年9月1日に訂正する届出を行ったが、厚生年金保険料は時効により納付できず、申立期間の記録は年金給付に反映されないことになるので、年金が給付されるよう厚生年金保険の記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人のA社に係る被保険者記録は、資格取得日が平成22年7月1日、資格喪失年月日が25年9月1日とされ、当該期間のうち23年11月29日から24年1月1日までの期間は厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる被保険者期間とならない期間と記録されている。

しかしながら、雇用保険の記録並びに事業主から提出された支給明細一覧

表及び控除明細一覧表により、申立人は、申立期間において、A社に継続して勤務し、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

一方、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立人の標準報酬月額については、事業主から提出された支給明細一覧表及び控除明細一覧表において確認できる厚生年金保険料控除額又は総支給額から、24万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に、事業主が申立期間に係る事務手続を誤ったとして訂正の届出を行っており、申立期間に係る厚生年金保険料を納付していないと供述していることから、年金事務所は、申立人に係る申立期間の当該保険料について納入の告知を行っておらず（年金事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は申立期間に係る当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 61 年 4 月から 63 年 3 月までの期間、平成 2 年 4 月から同年 9 月までの期間、3 年 1 月から同年 5 月までの期間及び 6 年 4 月から 10 年 9 月までの期間の国民年金保険料については、免除されていたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 25 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 61 年 4 月から 63 年 3 月まで
② 平成 2 年 4 月から同年 9 月まで
③ 平成 3 年 1 月から同年 3 月まで
④ 平成 3 年 4 月及び同年 5 月
⑤ 平成 6 年 4 月から 10 年 9 月まで

私は、国民年金の加入手続をした昭和 60 年以降、国民年金保険料の免除を申請していた。平成 2 年 9 月 1 日から同年 9 月 20 日までの期間及び同年 10 月 21 日から 3 年 1 月 31 日までの期間は、厚生年金保険の被保険者期間であり、10 年 10 月から 15 年 10 月までの期間は、国民年金の未納期間で間違いない。申立期間を申請免除期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、国民年金の加入手続をした昭和 60 年以降、現在、厚生年金保険の被保険者期間として記録されている期間（平成 2 年 9 月 1 日から同年 9 月 20 日までの期間及び同年 10 月 21 日から 3 年 1 月 31 日までの期間）及び平成 10 年 10 月から 15 年 10 月までの期間を除く期間について国民年金保険料の免除を申請していたとしているが、申立期間①については昭和 61 年 4 月頃に A 市役所で、申立期間②（③を含む）、④及び⑤については B 市役所（現在は、C 市 D 区役所）でそれぞれ免除申請したとする以外の記憶が無くしており、その申請の時期、回数等、免除申請に関する手続行為について明ら

かにすることができない。

また、C市が保管するB市の国民年金保険料検認全リストによると、申立期間②及び③を含む平成2年4月から3年3月までの期間は、3年5月1日の時点において国民年金の未納期間（オンライン記録によると、厚生年金保険の被保険者期間である平成2年9月1日から同年9月20日までの期間及び同年10月21日から3年1月31日までの期間については、15年12月12日に統合されている。）とされており、申立期間④は、4年5月1日の時点において未納期間とされているほか、オンライン記録から、平成3年度については、平成3年7月31日に免除申請が行われたことにより同年6月から免除が承認されているところ、当時の保険料の免除申請の取扱いでは、制度上、申請日の属する月の前月の保険料から免除が承認されていたため、同年7月時点において申立期間④については、免除申請の対象期間ではないことから、申立人は保険料の免除申請を行うことはできなかったものと考えられる。

さらに、申立期間⑤は継続した5か年度において申請免除された記録が見当たらず、申立期間①から④までの期間を含めると合計で89か月となるが、複数の行政機関において、これほどの長期間にわたり国民年金の記録管理に誤りが続いたとは考え難い。

加えて、申立期間⑤の一部は、国民年金の事務処理について、昭和59年2月以降は記録管理業務がオンライン化され、電算による納付書作成、領収済通知書の光学式文字読取機（OCR）による入力等、事務処理の機械化が図られた上、平成9年1月に基礎年金番号制度が導入されている期間であり、当該期間において記録漏れや記録誤り等の生じる可能性は極めて低くなっていると考えられる。

このほか、申立人が、申立期間について、免除申請書を提出したこと、及び免除の承認を受けたことを確認できる資料は無く、ほかに免除の承認を受けたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を免除されていたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、船員保険被保険者として船員保険料を船舶所有者により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 15 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 33 年 4 月から 37 年 5 月まで

申立期間中に、それぞれの乗船勤務期間は不明だが、下記船舶所有者及び船舶名の漁船に当時良く面倒をみてくれた先輩の氏名で乗船勤務していた。一緒に乗船勤務した同僚も覚えており、同僚と一緒にの写真等もあるので、申立期間を船員保険の被保険者期間として認めてほしい。

船舶所有者：A氏又はB事業所（船舶名：C丸）

船舶所有者：D氏（船舶名：E丸）

船舶所有者：F氏（船舶名：G丸）

船舶所有者：H事業所（船舶名：I丸）

船舶所有者：J氏（船舶名：K丸）

船舶所有者：L氏（船舶名：M丸）

船舶所有者：船舶所有者不明（船舶名：N丸）

船舶所有者：O事業所（船舶名：P丸）

第3 委員会の判断の理由

申立人が申立てた船舶所有者のA氏又はB事業所（C丸）、D氏（E丸）、F氏（G丸）、H事業所（I丸）及びJ氏（K丸）については、船員保険被保険者名簿により、船舶所有者はQ氏、R氏、S氏、T氏及びJ氏であることが確認できるが、各船舶所有者は既に死亡し、いずれも船員保険の適用事業所ではなくなっていることから、申立人の申立期間における勤務実態及び船員保険料の控除について確認することができない。

また、各船舶所有者の複数の同僚は、申立人及び申立人の先輩の氏名について知らないと供述し、申立人から提出があった申立人の写真についても知らないと供述している。

申立人が申し立てた船舶所有者のL氏（M丸）については、船舶所有者別被保険者名簿により、船舶所有者及び船舶名を確認することができず、申立人が申し立てた船舶所有者不明の漁船（N丸）についても、船舶所有者不明のために船員保険被保険者名簿により、船舶名を確認することができない。

また、M丸及びN丸について、管轄の法務局、運輸局、県及び船籍港の漁業協同組合に確認したが、該当する船舶所有者及び船舶名は確認できないことから、申立人の各船舶所有者における勤務実態を確認することはできない。

申立人が申し立てた船舶所有者のO事業所（P丸）については、船員保険被保険者名簿により、船舶所有者はU社であることが確認できるが、U社の複数の同僚は、申立人の先輩の氏名について知っていると供述し、申立人から提出があった申立人の写真について、その人物は申立人の先輩の氏名であったと供述している上、申立人の勤務地に関する具体的な証言は、申立人が記憶する同僚の一人の供述と符合している。

しかしながら、U社は既に船員保険の適用事業所ではなくなっており、申立期間前に船舶所有者であったV氏は死亡していることから、申立人の申立期間における勤務実態及び船員保険料の控除についても確認することはできない。

なお、申立人は、先輩の氏名で船員保険の被保険者となったと主張しているが、当該先輩は、申立人に戸籍謄本を渡したことはなく、申立人から提出された申立人の写真についてもその人物を知らないと供述していることから、申立人が当該先輩の氏名を使用し、船員保険の被保険者となったとする事実関係を確認することはできない。

このほか、申立人の申立期間における船員保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が船員保険の被保険者として、申立期間に係る船員保険料を船舶所有者により給与から控除されていたと認めることはできない。

関東（埼玉）厚生年金 事案 8804

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 11 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 29 年 6 月 1 日から 31 年 1 月 20 日まで

A社に正社員として勤務し、B業を担当していた。厚生年金保険の記録では昭和 31 年 1 月 20 日が被保険者資格取得日となっているが、間違いなく 29 年 6 月 1 日から勤務していたので、厚生年金保険の被保険者資格取得日を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の業務に関する具体的な申述、申立人が記憶する同僚の厚生年金保険被保険者記録及び当該同僚の供述から、期間は特定できないものの、申立人が申立期間にA社に勤務していたことがうかがわれる。

しかしながら、事業主は、「申立人に関する資料は無く、申立人に係る申立てどおりの届出、保険料控除及び納付については不明である。当時は人の出入りが激しく短期間で退職してしまう従業員が多かった。まずはだれでも見習として採用したが、一定の見習期間が決まっていたわけではなく、正社員が退職して空籍ができるまでは見習として働いてもらった。見習は社会保険に加入させていなかった。」と回答している。

また、A社の健康保険厚生年金保険被保険者名簿により申立期間に被保険者記録が確認でき、連絡可能な 16 人に照会し、回答があった 7 人のうちの 1 人である同職種の同僚は、「当時、自分は正社員の照明係だった。申立人は同じ職場に配属された後輩で“C”と呼ばれていたが、見習だったと思う。」と供述している。

さらに、複数の同僚は「社会保険の加入時期は勤務態度等を見て会社が決めていたと思う。」と供述している上、申立人が自分より後から入社したとする姓のみ記憶する同僚 4 人のうちの 2 人は、A社の健康保険厚生年金保険

被保険者名簿において、申立人と同じ昭和 31 年 1 月 20 日に資格を取得しており、もう一人は 30 年 11 月 4 日に、残る一人は 31 年 2 月 14 日に資格を取得しており、申立人が自分より入社時期が後であったと記憶する同僚 4 人のうちの 3 人が申立人と同じ又はその前に資格を取得していることを考え合わせると、当該事業所における社会保険の適用時期については必ずしも全員が同じ取扱いではなかったことがうかがわれる。

このほか、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

関東（群馬）厚生年金 事案 8809

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 15 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 35 年 10 月 1 日から 38 年 10 月 1 日まで

私は、申立期間において、同郷の知人の紹介でA社（現在は、B社）が行っていたC地区にあるD工事に携わった。当時、当該事業所のE部署に所属し同僚の指導のもとでF業の仕事をしていたが、この間の厚生年金保険の記録が無いので、調査のうえ記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

B社の事業主によると、申立人の申述のとおりA社のE部署は申立期間においてD工事に携わっており、申立人がF業の仕事の指導を受けたと申述する同僚もD工事に携わっていたと回答していることから、申立人は期間の特定はできないものの、D工事に携わっていたことがうかがえる。

しかしながら、事業主は、事業所の従業員名簿及び年金台帳に申立人の氏名は無く、E部署に所属していた従業員名簿も無いと回答している。

また、事業主は、当時「部署」に所属していた者の雇用について、「直接雇用ではないと思われる。」と回答している。

さらに、G健康保険組合は、申立人に係る加入の事実を確認することはできなかったと回答している。

加えて、申立期間当時の当該事業所の健康保険厚生年金保険被保険者名簿に申立人の氏名は無く、整理番号に欠番は無い。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の給与からの控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。